

平成28年度定期監査（平成27年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 普通旅費の支払いについて 普通旅費の支出において、関係する2つの所属で重複して支払っていたものが認められた。</p> <p>2 臨時職員の賃金について 賃金の支出において、勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>平成27年11月18日の出張旅費は人権・男女共同参画課が支出していたが、誤って指導課でも3,000円（1,000円×3人分）を支出してしまった。再発防止のため、担当課が人権・男女共同参画課であることを両課で再確認し、指導課で支出した普通旅費を平成28年5月31日に戻入した。 （指導課）</p> <p>年次有給休暇を取得していた分（4時間）の支給が洩れてしまった原因につきましては、賃金の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったことによるものです。 今回の賃金の支出の不足につきましては、再度出勤簿の確認を行い、平成28年7月15日に不足分の支払いを行いました。 今後につきましては、集計誤りを防止する為、複数の職員により出勤簿等の関係書類の確認</p>

交通費の支出において、勤務日の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

3 非常勤特別職の報酬について
勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

を行い、再発防止に努めます。
(企画経営課)

誤って交通費を支給した方へ、勤務日数の集計に誤りがあったことを説明し、多く支給した差額分の交通費を返却してもらい、平成28年5月12日に精算しました。
(道路治水課)

平成27年10月1日に取得したリフレッシュ休暇分の交通費を誤って支給してしまった。誤りについて、本人及び勤務校管理職に説明を行い、平成28年6月分の賃金支払時(平成28年7月15日振込)の交通費から過払分(日額100円)を差し引いた。
(指導課)

勤務時間の集計誤りに伴う報酬の支払いの過不足が生じた原因につきましては、保育所の非常勤特別職の報酬の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったことによるものであります。

出勤簿及び年次有給休暇簿を再度確認して、平成28年5月

<p>有給休暇の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>4 非常勤特別職の費用弁償について</p> <p>費用弁償の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>25日に追加分の支払いを行いました。</p> <p>また、保育所非常勤の事務手続きにつきましては現在2名の事務職員と保育所長によるチェックを行っておりますが、今後につきましては出勤簿と年次有給休暇簿の整合性をとることで誤りの防止に努めます。</p> <p>(保育課)</p> <p>有給休暇簿を訂正し、未払分の報酬については、平成28年4月28日に支払いました。</p> <p>(人権・男女共同参画課)</p> <p>費用弁償の集計誤りに伴う費用弁償の支払いの過不足が生じた原因につきましては、学童保育所の職員の費用弁償の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったことによるものであります。</p> <p>出勤簿を再度確認して、平成28年6月24日に追加分の支払いを行いました。</p> <p>また、学童保育所の非常勤職員の事務手続きにつきましては現在2名の伝票担当職員と学童担当職員によるチェックを行っ</p>
--	---

ておりますが、今後につきましては勤務日数と出勤時間の整合性をとることで誤りの防止に努めます。

(保育課)